

ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省（編）
『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての
取り組みと支援の効果に関する評価調査』
—抄訳3（「内密出産制度に対する」関係諸機関の立場と期待、
相談を受けた女性がおかれている問題状況と相談の手順）—

平成28～30年度 基盤研究（C）（一般）
課題番号 16K02125
課題名 日独両国の赤ちゃんポストと関連諸問題における出自を知る権利の
取り扱いに関する研究

平成30年8月
熊本大学 文学部

翻訳に当たって

『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』の翻訳にあたって（「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」（BMFSFJ）より）

本稿は、ドイツの『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』（2017年7月12日付公開）の抄訳である。これは、「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」（BMFSFJ）および「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」（BMFSFJ）から委託され、同評価調査を作成した有限会社 INTERVAL の承諾を得て、熊本大学において作成されたものである。抄訳の内容については、「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」（BMFSFJ）は一切責任を負わない。

『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』の原文（出典：「ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省」（BMFSFJ）編『「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」に基づいて実施した全ての取り組みと支援の効果に関する評価調査』、ベルリン 2017年）は <https://www.bmfsfj.de/blob/jump/117408/evaluation-hilfsangebote-vertrauliche-geburt-data.pdf> からダウンロード可能である。

Hinweis des BMFSFJ für die Übersetzung der „Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden“

Der vorliegende Text basiert auf einer auszugsweisen Übersetzung der deutschen „Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden“ vom 12.07.2017. Die Übersetzung wurde durch die Universität Kumamoto mit Einwilligung des deutschen Bundesministeriums für Familie, Senioren, Frauen und Jugend und der INTERVAL GmbH vorgenommen, die die Evaluation im Auftrag des Bundesministeriums für Familie, Senioren, Frauen und Jugend erstellt hat. Für die Inhalte der Übersetzung übernimmt das Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend keinerlei Haftung.

Der Originaltext der „Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt ergriffen wurden“ (Quelle: Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (Hrsg.), Evaluation zu den Auswirkungen aller Maßnahmen und Hilfsangebote, die auf Grund des Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt

ergriffen wurden, Berlin 2017) kann unter <https://www.bmfsfj.de/blob/jump/117408/evaluation-hilfsangebote-vertrauliche-geburt-data.pdf> heruntergeladen werden.

3.4 関係諸機関の立場と期待

(原文 33 頁～35 頁)

評価調査によると、妊娠相談所や出産支援機関、青少年局や家庭裁判所などの公的機関の担当者は、法律の発効からの1年間で既に、法律を広く受け入れていたことが分かる。さまざまな関係諸機関が法律を高く評価したことは、法律の目標設定にも内密出産の規定の具体的な方法にも関わるものであった。関係諸機関は、内密出産が、きわめて困難な状況にいる女性の支えとなり、また、匿名を望む母親と出自を知る子どもの権利の利益衡量に配慮できることを期待していた。内密出産は、これまで提供されていた匿名の出産および子どもの委託（赤ちゃんポスト、匿名出産、子どもを匿名で引き渡せる制度）の改善策であり、とりわけ母親にとっては（医療上の）支援制度へのより良い入口にもなりうるという。このことは例えば、内密出産が新生児の殺害を防止するのに根本的に寄与するかどうかは疑問である、といった多くの異議を排除するものではない。その背景には、子どもの殺害の諸原因はきわめて深刻かつ重大であるため、いかなる予防的な支援措置も防止策とならないうという推測がある。〔法律が〕想定上ターゲットとするグループが内密出産によって〔子どもの殺害を〕予防できたかどうかについては、一部の関係諸機関が疑念を抱いていた。法律によって規定された手続は複雑であり、多くの関係諸機関が連携することで、女性の匿名性を脅かすことにもなりかねない。さらに母親にとっては、子どもを例えば赤ちゃんポストに置くことの方が楽な道だという。ところが懐疑的な立場〔の関係機関〕にもアンケート調査を行ったところ、〔そうした関係機関も〕新しい規則に対して専門的かつ的確に、または公平な姿勢で関わる意向を表明した。

匿名の形で子どもの委託に対して法的に合法と認められた選択肢として可能になった内密出産は、2016 年半ば〔の調査〕において、ほぼ全体として肯定的評価をしている（図 6 参照）。調査対象者のなかには、実際に〔内密出産を視野に入れた〕相談を行ったり、その後、内密出産につながったケースの経験を踏まえて判断する者もいれば、未経験で評価する者もいる。

こうした全般的な肯定的評価の背景には、関係諸機関の間に同じような考えがある。³⁸ 関係諸機関全体に広がっているのは、法律は内密出産で生まれた子どもに、後日、産みの母親の身元を知る可能性を与えることに対する多大なる肯定的評価である。出産支援機関や妊娠相談所、青少年局などの調査でも同様に、内密出産の枠内において可能となった、匿名を望む女性とその子どもに適切な医療支援をすることは、法律を肯定的に評価する根拠として強調されている。関係諸機関から見た法律の強み

³⁸ 個々の関係諸機関の詳細な評価（2015 年）は補足資料の表 20、25 を参照のこと。調査（2016 年）では、評価項目を「オープン・クエスチョン」としたが、法律を肯定的に評価する理由は何か、どのような観点から批判的に見るか、といったアンケートに〔対する回答には〕、きわめて類似の傾向が見られた。

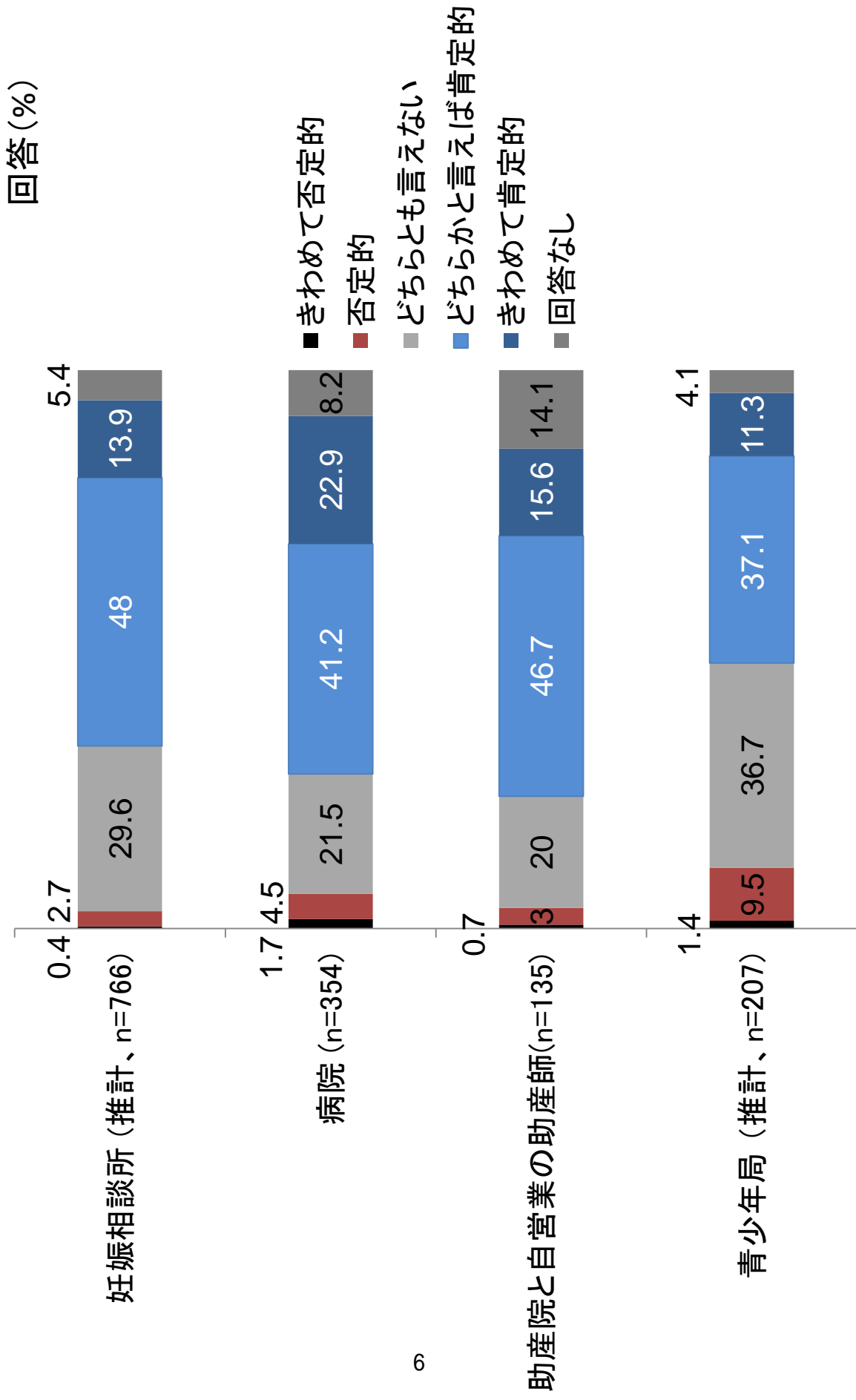
は、匿名を望む女性に医療支援を提供するだけでなく、支援制度全体に導いて、それによって葛藤を解決し、子どもと共に生きると決断させうることである。また様々な関係者の法的安定性と〔国による〕費用の負担も、以前の状況に比べて改善したという評価につながっている。

内密出産を導入してから 2 年が経過しても、新制度が子どもの殺害や遺棄を予防できるかどうかは疑わしい、もしくは不確実であるといった評価は蔓延している。内密出産の手続については、複雑すぎるとか、労力がかかる、また官僚主義的だといった非難もある。匿名を望むターゲットグループの女性が本当に（例えば赤ちゃんポストに子どもを預け入れる代わりに）この〔内密出産の〕可能性を手に入れるかどうかは疑わしい、という評価もある。アンケートに答えたいいくつかの青少年局は、彼らの視点から見ると、〔内密出産では〕父親との結びつきが不十分な点や、正規の養子縁組に出すことに比べると、産みの母親が通常より長期にわたって比較的容易に子どもを取り戻せる点を批判する。³⁹

³⁹ 正規の養子縁組に出す場合は、通常、子どもを手放す母親または両親の公証済みの同意が必要だが、それは撤回できない。この点で、子どもを受け入れる両親にとって養子縁組の手続は確実であり、養子縁組の決定は、子どもが養親のもとで大事に育てられているかどうかの評価で決まる。養子縁組の手続に要する期間は基本的に約 1 年である。

内密出産後に、子どもを手放す母親の「取戻期限」はない。女性はいつでも、自分の身元を明かした上で、〔その〕取戻しに向けて努めることができる。子どもに関する養子縁組の手続がまだ完了していない場合、配慮権は再び女性に戻る（それに必要な手続は家庭裁判所で統一していない。第 6 章第 7 節を参照のこと）。上述のように約 1 年、あるいはそれ以上かかることもある養子縁組が〔家庭裁判所によって〕宣告（決定の言い渡し）されるまで、子どもを受け入れる両親には、自分たちの態度と関係なく、子どもを本当に養子縁組できるかどうか分からないという不安定さがつきまとう。

図6 匿名の形で子どもの出産・委託に対して、合法と認められた選択肢としての内密出産制度の評価



5. 相談を受けた女性がおかれている問題状況と相談の手順

(原文 43 頁～45 頁)

5.1 支援制度への道を開くこと

「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG)の目標は、困難な状況にいる女性を支援して、さまざまな支援制度に導くことである。同法律には、どのような問題状況が相談または内密出産の決断につながりうるかということは明記されていない。法律の実施に伴うさまざまな実績から、2014 年以降に接触した女性たちがおかれている問題状況が把握できる。評価調査にあたっては、相談所のアンケートと事例研究におけるインタビューの結果が提出された。内密出産のケースを再現することで、部分的には内密出産を決断する原因となった特殊で困難な状況を、内密性を確保しながら、より詳細に把握・分析ができた。

次節以降では、まず内密出産が詳細なテーマになった相談をした女性がおかれている問題状況を要約する(第5章第1節第1項)。そして内密出産の可能性を利用した女性の社会人口統計学的な特徴と問題状況を掘り下げて解明する(第5章第1節第2項)。女性の相談へのアプローチと手順については、第5章第1節第3項と第5章第1節第4項で取り上げる。

5.1.1 内密出産が相談で取り上げられた全ての女性がおかれている問題状況

本節(第5章第1節第1項)における問題状況の記述は、妊娠を隠すことを望み、第一段階(妊娠葛藤法(SchKG)第2条第4項)の相談のみをした女性のケースも含む。というのも、支援制度への誘導が十分であったため、女性が匿名を放棄したからである。しかし[以下の記述は]、相談しても匿名希望を保持したケースであれ、二つの段階の相談を切り離すのは難しいため両者が並行して行われて、女性がその後はじめて匿名の放棄を決断したケースであれ、内密出産に向けた第二段階(妊娠葛藤法(SchKG)第25条)のすべての相談を総括する。

相談の対話で相談専門員は通常、第一段階の相談、場合によっては第二段階の相談をした女性のさまざまな困難な状況または葛藤する状況に関する印象を受けとることができた。そこで注意すべきは、子どもと共に生きないという決断をした[根拠になった]問題(例えば財政的な問題、荷が重いと感ずることなど)は、匿名を望む原因となった問題(例えば汚名を着せられることへの恐れ)と異なりうる、あるいはまたよくあることだが、複数の問題状況が混在して[それに]襲われていないか、ということである。さらに、妊娠を隠しておきたいという望みの原因を、単一で客観的な問題状況に帰することはできない。多くの相談のケースで、似たような問題状況におかれた女性たちは、それぞれ異なる決断をしている。このことを、財政的な問題を例に具体的に説明できる。比較的多くの女性が財政的な問題を抱えていた。そうした

理由は大抵、子どもと共に生きることのできない理由にとって付加的なものであった。相談専門員によると、詳細に調査すれば、それは内密出産の決断を決定づけるものではなく、根本的な問題は通常、（場合によっては一時的な）財政支援では解決できないと断言した。

ほとんどの妊娠相談所の報告によると、匿名を望む多くの女性は、相談が始まったときの状況において、子ども（場合によっては複数の子ども）がいると荷が重いと感じていた。ほぼ同様に多くの相談所が、内密出産に向けた相談をした、何人かあるいは全員の女性は、周囲から汚名を着せられるのを恐れていたと言及している。一方で、比較的たくさんの女性は、妊娠を知られると、家族関係が危機に陥ったり、両親または他の家族のメンバーの支えが失われたりすることを危惧するのだという。他方で女性は、[子どもを] 正規の養子縁組に出したことが分ると、より広い社会的、職業的な環境や、居住地の周囲にいる人々から非難されることを心配していると言及した。さらに、

- ・ 約半数の相談所が、財政的な問題は、内密出産に向けた相談をした女性が子どもと共に生きることが想像すべからざる理由になっていると見た。
- ・ 約三分の一の相談所で相談した女性のなかには、妊娠と養子縁組に出すことが青少年局（または養子縁組斡旋機関）に知られると、既にいる子どもたちの配慮権が脅かされると心配する女性もいた。
- ・ およそ三分の一の相談所が扱ったケースには、[子どもの] 生物学上の父やパートナー、他の家族のメンバーが子どもを認めないために、彼らの暴力を恐れる女性がいた。それよりやや少ない相談所のケースで、配偶者（あるいはパートナー）が子どもの生物学上の父ではないため、妊娠を隠すことを望む女性もいた。
- ・ 約四分の一の相談所の相談は、女性の問題が、嗜癖や重度の精神疾患、何らかの制限（例えば精神病的障害や知能低下など）による結果であった。
- ・ ごく一部の相談所で、出産費用を負担する健康保険がない女性や、滞在法上の問題を危惧して、内密出産の可能性を検討する女性のケースがあった。

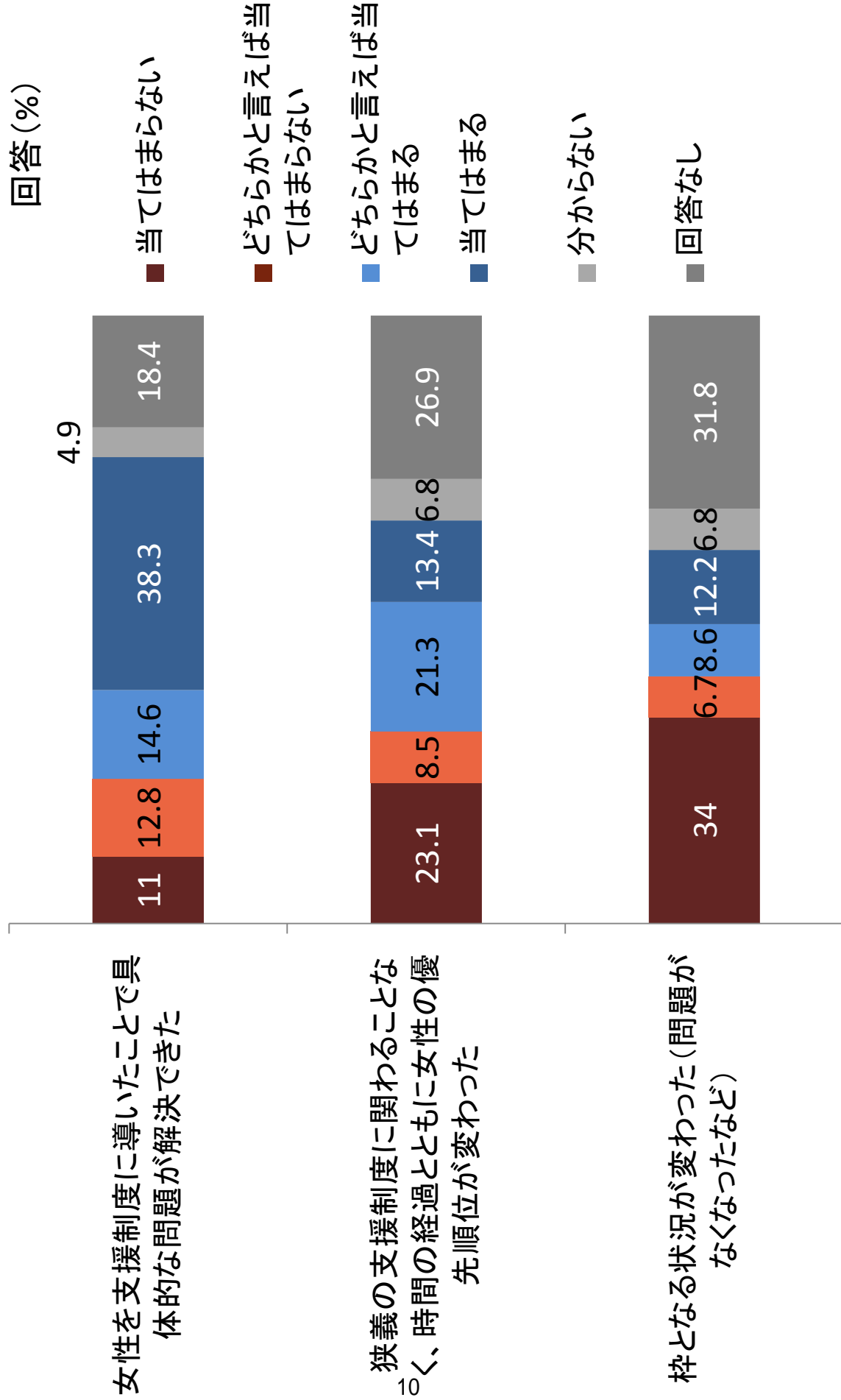
内密出産をしない決断をした理由 — 内密出産に向けた相談の後に

相談した女性のうち相当数が、通常の出産（に続いて子どもと共に生きること、または正規の養子縁組に出すこと）をする決断をした。そうしたケースの理由の一部として、相談が始まったときの状況が、相談とかかわりなく変化したことが挙げられる。相談専門員の目から見ると、かなり高い割合（このようなケースの半分以上）で決定的だったのは、女性を支援制度に導くことに成功して、具体的な問題が解決したり、少なくとも女性に支援を仲介できたりしたことである（相談手法と仲介した支援については、第5章第1節第4項を参照）。

わずかのケースで、女性が内密出産に向けた相談をしたにもかかわらず、最終的には匿名の形での出産や子どもの委託をすると決断したのは何故か、についていくつかの評価がある。相談専門員によると、こうしたケースでは大抵、女性は終始、匿名を望んでいた。そのような女性にとって 16 年後、子どもに自分の身元が知られるのは容認できなかったのである。⁵⁹ 2、3 のケースで、有効な身分証明書がなかったため、内密出産の代わりに匿名出産になった。数人の女性が、全般としてかなり観念的に「制度」と内密出産の関係諸機関に不信感を抱いていることが原因で、匿名での委託に決めた。

⁵⁹ 匿名を保持した女性のうち約 41.1%が、このケースに該当する（2016 年の妊娠相談所を対象としたアンケート調査。n=14、匿名による出産と委託のケースがあった相談所、推計、複数回答可）。

図11 女性が相談の後に(内密または匿名の形の子どもへの委託の代わりに)通常の出産をする決断をした理由



出典：妊娠相談所へのアンケート 2016年(推計、n=92、通常の出産が行われた相談所)

5.1.2 内密出産制度の利用を決断した女性の社会人口学的な特徴とおかれている問題状況

(原文 45 頁～50 頁)

書面調査および電話調査による内密出産の事例再現 (n=222) では、各々のケースを担当していた相談専門員から、女性たちとその背景と決断過程についての事実に基づく情報および評価を入手した。しかし、全てのケースについての情報が完全に揃っているわけではない。その理由の一つは、一部のケースにおいて女性の背景と決断についての情報を相談員が対話の中からはほとんど、あるいは全く得ることができなかったことにある（以下では、それを「分からない」というカテゴリーで表示する）。もう一つの理由は、当該女性の身元を暴かれることにつながるあらゆる可能性を排除するために、事例の再現の際に、相談専門員が一部の要素についてあえて情報を提供していないこともあった（以下では、それを「回答なし」というカテゴリーで表示する）。

内密に出産する女性の個人的背景と家庭状況

年齢 — 法律の施行以降に内密に子どもを出産した女性は、ドイツ全般で出産した女性より、明確に若い。⁶⁰ [内密出産制度を利用した] 女性の 5.4% は未成年であり、34.7% は 18 歳から 25 歳の間であった。女性の 41.4% は 25 歳以上の年齢層に属しており、18.5% のケースについては、年齢に関する情報はなかった。

国籍 — 女性の 3 分の 2 以上 (68.0%) はドイツ国籍を有していた。15.2% はドイツ国籍所有者ではなかったが、そのことが決断に影響を及ぼしたのは一つのケースにおいてのみであった。それがなぜかと言えば、おそらく、女性の出身国が (国際) 養子縁組に承諾しなかったと思われるからである。女性の 19.8% については国籍に関する情報はない。⁶¹

教育レベル — より大きい割合 (40.5%) の女性の教育レベルは「中間」と判断される。比較的小さい割合 (14.9%) の女性の教育レベルは「どちらかという低い」と判断されており、それは、例えば基幹学校を卒業した女性や職業訓練を受けていない女性等を含んでいる。5 分の 1 に近い割合 (18.5%)

⁶⁰ 2015 年に正規に出産した女性のうち、その半分は 31 歳未満であり、残りの半分はそれより上であった (中央値=31)。内密出産をした女性の中央値は 25 歳であった。

⁶¹ 2015 年第 3 四半期以降は、内密出産の事例再現において、女性に移民背景が見られたかどうかについても相談専門員に聞き取りをした (n=112)。相談専門員が移民背景を認めた女性は 18.0% であり、79.3% ではそれは見られなかった。0.9% にあたる女性 2 人には、相談専門員が女性に移民背景があるかどうか把握できておらず、一つのケース (0.5%) には回答をしておらず、情報がはっきりしていなかったケースも二つ (0.9%) あった。

の女性は、相談専門員の情報によると「どちらかという高い」教育レベルを有しており、例えば「大学入学資格である」アビトウアを持っている、あるいは大学を卒業している。女性のおよそ4分の1については、判断されていなかった（9.9%のケースでは、「分からない」と回答されており、16.2%については回答がなかった）。

その他の子ども — 内密出産をした女性のうち、それが初産（「初産婦」）であった女性は3分の1以上（35.1%）であり、それ以外の女性は一人、または二人以上の子どもが既にいた。[その内訳は下記のとおりである。]

- ・ 共に居住している子ども（たち）がいた（39.6%）
- ・ 女性の手元で居住していない子ども（たち）がいた（8.6%）
- ・ 女性の手元で居住している子ども（たち）もあり、居住していない子ども（たち）もいた（0.5%）

おおよそ8分の1の女性は「その他の子どもに関する」状況が不明であった（相談専門員は、1.4%のケースにおいてその他の子ども（たち）の有無について把握しておらず、14.9%のケースについては無回答であった）。

4人の女性（1.8%）が、以前にも匿名または内密での出産や匿名での委託（赤ちゃんポスト等）をしたことがあったことを相談専門員は知っていた。大部分（72.1%）の女性には、過去にそれらを利用したことはなく、おおよそ4分の1のケースについては情報がなかった（5.9%のケースでは相談専門員が把握しておらず、20.3%については無回答であった）。

パートナー — 内密出産を決断した女性とそのパートナーとの関係について、三つの情報を収集した。それは、婚姻状況、同居の有無、生物学上の父が「現在の」パートナー（必ずしも配偶者に限らない）と同一であるかどうかという3点である。⁶²

- ・ 女性のおおよそ3分の1は結婚しているか内縁関係にあった。⁶³
- ・ 5分の1より少し低い割合の女性は配偶者と別居しており（場合によっては別の男性と同居していたが）、3分の1弱の女性はパートナー（必ずしも配偶者とは限らない）と同居しており、おおよそ半分の女性はパートナーはいなかった。⁶⁴

⁶² 得られた情報の大部分に欠けたところがあるため、パーセントの数値は脚注のみに表示することとする。

⁶³ 女性の32.4%は結婚しているか内縁関係にあり、50.0%はそうではなく、17.6%については回答がなかった。

⁶⁴ 女性の23.0%は配偶者・パートナーと同居しており、14.0%は配偶者と別れており、36.9%はパー

- ・ 生物学上の父が現在のパートナーと異なるかどうかについての情報は、無回答の割合が高いため、数字では示し難い。生物学上の父が現在のパートナーとは異なることが認められたのは5分の1のケースにおいてのみである。しかし、この割合は、無回答のケースを差し引いて考えた場合、およそその倍になる。⁶⁵

そこから考え得るパートナーシップの状況はさまざまであり、各々の状況をここで描写することはできない。しかし、明らかなのは女性が配偶者と同居しており、かつ、生物学上の父が第三者の男性であるというケースは少ない（10%未満）ということである。⁶⁶

周囲 — 半分弱程度のケース（43.7%）において、女性の周囲に支援してくれる友人や親戚がいることを相談専門員は確認できた。しかし、それより多くの女性（46.6%）は友人や親戚の支援を得ることができていなかった。10分の1の女性については、これに関する情報がない（相談専門員がそれを把握していないのが5.9%であり、4.1%については回答がなかった）。

問題状況およびそれが内密出産の決断へ与える影響の関連性についての所見

事例再現と詳細な事例研究における相談専門員の所見からは、多くの場合において多様な問題状況が複合していることが推測される。女性が匿名や内密に出産する以外の方法が視野に入れられない理由、種々ある支援制度の中の別の支援を利用できない、またはしたくない理由、子どもを正規の養子縁組に出す可能性も選択したくない理由といった種々ある理由の一部は相談専門員にとって明確であるが、一部は不明なままである。女性の決断にとって決定的な要因は、明らかな苦境の他に、女性の「葛藤の感じ方」や「心の痛み」があると考えられる。

相談専門員は、全ケースの58.6%については、女性の描写によって、その女性がおかれた特定の苦境を理解できたと述べている。21.2%のケースについては、女性の様子からその苦境が「感じられた」が、その原因は部分的には不明なままであったと述べており、内密出産をした女性の2.7%という僅かなケースにおいては、女性が特定の苦境にいたかどうかを相談専門員は見分けることができなかった。

トナーがいなかった。回答なしは26.2%を占めている。

⁶⁵ 全ケースの21.6%において、生物学上の父とは異なる男性が現在のパートナーであり、36.5%においてはそうではなかった（現在はパートナーがいない女性、また、生物学上の父がパートナーと同一である女性もこの計算に部分的に含まれている）。41.9%は回答なしであった（その中の大部分はパートナーのいない女性であった）。

⁶⁶ それは7.2%のケースに当てはまる。71.6%のケースには当てはまらず、21.2%のケースについては、回答がないために不明である。

第5章第1節第1項では、相談中に内密出産がテーマに上った女性のおかれている困難な状況が要約されている。最終的に内密出産を決断した女性の小グループを見ると、体系的な差異は確認できていない。

図12は、どの程度まで特定の問題状況が確認できたかを示す（赤の棒グラフ）。⁶⁷さらに、いくつか選り出された問題について、これらの問題がどの程度まで、子どもと共に生きないことの決断、または子どもを正規の養子縁組に出さないことの決断に影響を及ぼしたかということも、グラフに表示する〔棒グラフ中の①②〕。

- ・ 図が示すように、とても多く（65.8%）の女性は、もう一人の子ども〔の存在〕は荷が重すぎるという不安を抱えており、また、（場合によっては第2子以降の）子どもと仕事や職業教育を両立できないことを危惧している（44.1%）。内密出産の59.5%のケースにおいて、荷が重過ぎるのではないかという不安が、子どもと共に生きないことの決断につながった。
- ・ 半数近くの女性にとっては、可能な支援を受けることを検討できなかった、あるいは検討したくなかったほどに、妊娠と子どもというテーマの荷が重過ぎた。39.6%の女性にとっては、この問題による負担が、女性が子どもと共に生きないことの決断に影響を及ぼしており、38.7%のケースにおいては、この過剰な負担が子どもを正規の養子縁組に出さないことを決断した背景にあった。
- ・ 子どもを養子縁組に出したことが周囲に知られたら非難されるという恐れは多くの女性にある（34.7%）。内密出産の27.0%において、この恐れは、子どもを正規の養子縁組に出さないことの決断につながっていた。

妊娠していることを隠すその他の理由はさまざまである。それらの理由は、図12が示すように、〔上述した理由〕より少なかった。

- ・ 明らかなのは、女性が結婚しておらず、あるいは、婚外の子どもや（そうでない）子どもがいる場合に、家族内で社会的に軽蔑されたり、パートナーシップの損失や家族による支えを失うことに対する恐れが広がっていることである。22.1%のケースにおける女性の立場からみれば、（まだ生まれていない）子どもが家族のメンバーに拒否される恐れは子どもと共に生きない決断に関与しており、また、それは、子どもを正規の養子縁組に出さない決断をした18.9%のケースにも影響を及ぼした。
- ・ 内密出産の16.7%においては、子どもが結婚やパートナーシップの存続を危機に晒すという恐れを持っていた。このことは、そのケースのほぼ全て（〔全ケースの〕15.3%）において子どもと

⁶⁷ さらに、本評価調査の枠内では（女性の匿名性を守るために）相談専門員が公開していない個人的な問題状況がある。

共に生きないことの決断につながっており、ほとんどのケース（〔全ケースの〕12.6%）では、子どもを正規の養子縁組に出さないことにも影響を及ぼしていた。

- ・ 女性の5分の1以上においては、青少年局の注目を集めること、場合によっては、既にいる子どもが保護されるという不安が〔女性にとっての〕問題的状況であった。16.2%のケースにおいて、この不安は、子どもを正規の養子縁組に出さないという決断につながっていた。
- ・ 15%近くのケースでは、妊娠あるいは子どもが手放された（養子縁組に出された）ことをパートナーや元パートナーに知られて〔パートナーや元パートナーから〕暴力を受けることを恐れていた。そのケースのほとんどでは、そのことが子どもと共に生きない決断にも子どもを正規の養子縁組に出さない決断にもつながる理由となっていた。

明らかに深刻な苦境にいる女性のケースには、妊娠が強姦の結果である女性が含まれる。こういったケースは内密出産に至るケースに含まれるが（相談専門員がそれを確認できたのは〔（内密出産の）全ケースの〕15 ケース（6.8%）であり）、最大多数のケースではそれは当てはまらない（61.3%のケースではそれは排除され、32.0%は回答がない）。

妊娠と子どもの出産を秘密にしておきたいのは、一人の人や一つの機関に対してだけではなく、通常は複数の人や機関に対してであった。図13が示すように、

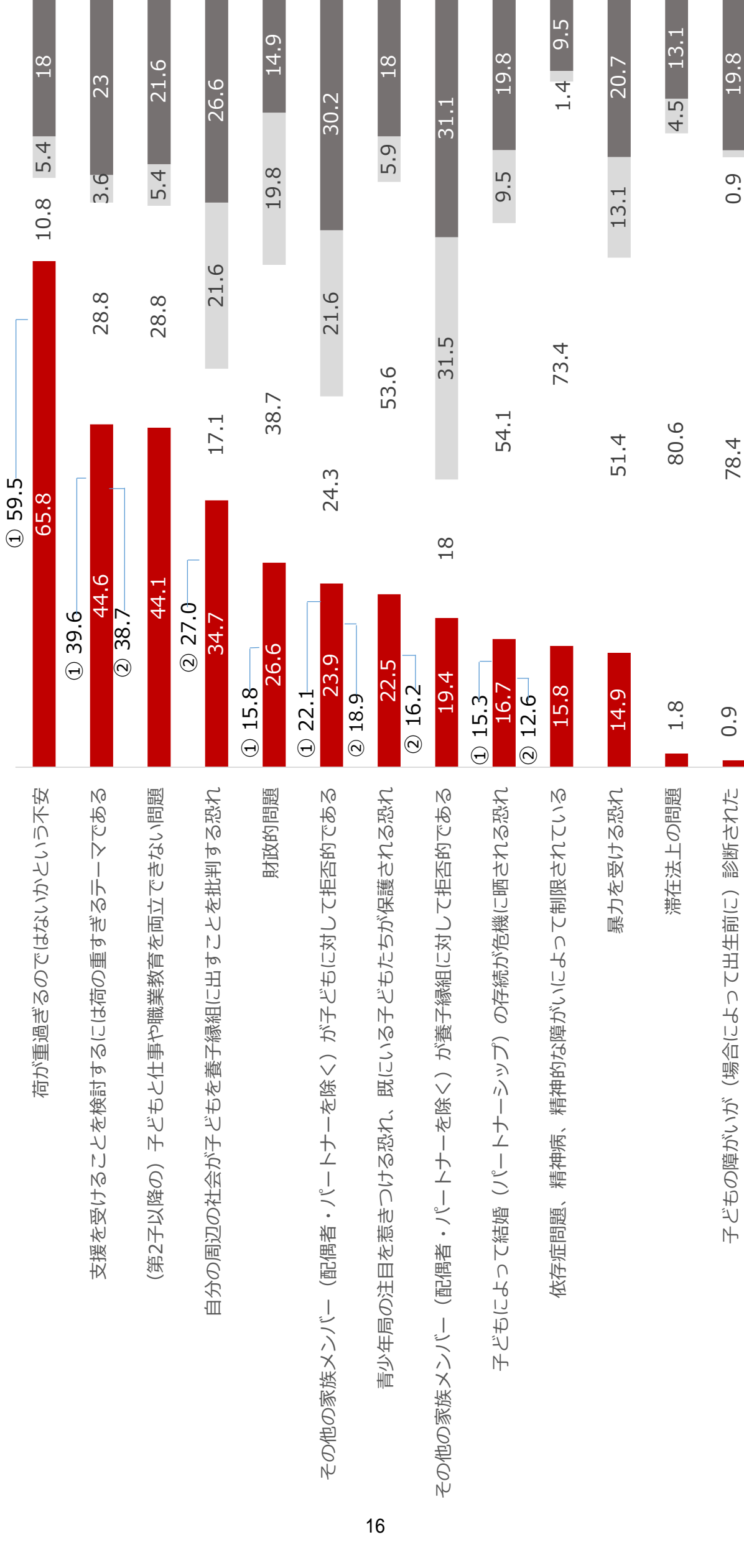
- ・ 極めて多くのケースでは、女性は家族に知られなくなかった。女性がその他の家族メンバーを巻き込んだのは、配偶者（パートナー）の場合より、さらにまれなケースであった。その際、秘密にしたのは、とりわけ女性の両親に対してであり、また、既にいる子どもたちに対してであった。
- ・ 女性の26.1%は妊娠と出産のことを、特に青少年局や外国人局のような公的機関に対して秘密にしておきたかった。さらに、ジョブセンター、学校、健康保険会社も〔知られたくない機関として〕挙げられている。青少年局に対してのみ妊婦と出産のことを秘密にしておきたかったのは〔全ケースの〕3つのケースであり、妊娠していることを青少年局に対してのみ秘密にしておきたかったのは〔全ケースの〕4つのケース（1.8%）であった。
- ・ 40のケースについては、だれ（またはどのグループ）に対して、あるいはどの機関に対して妊娠と出産のことを秘密にしておきたいかに関する情報がない。⁶⁸

⁶⁸ 18.1%は「分からない」、あるいは、情報が欠けている。

図12 内密出産をした女性のおかれていた問題状況

出典：事例再現 (n=222)

パーセント表示

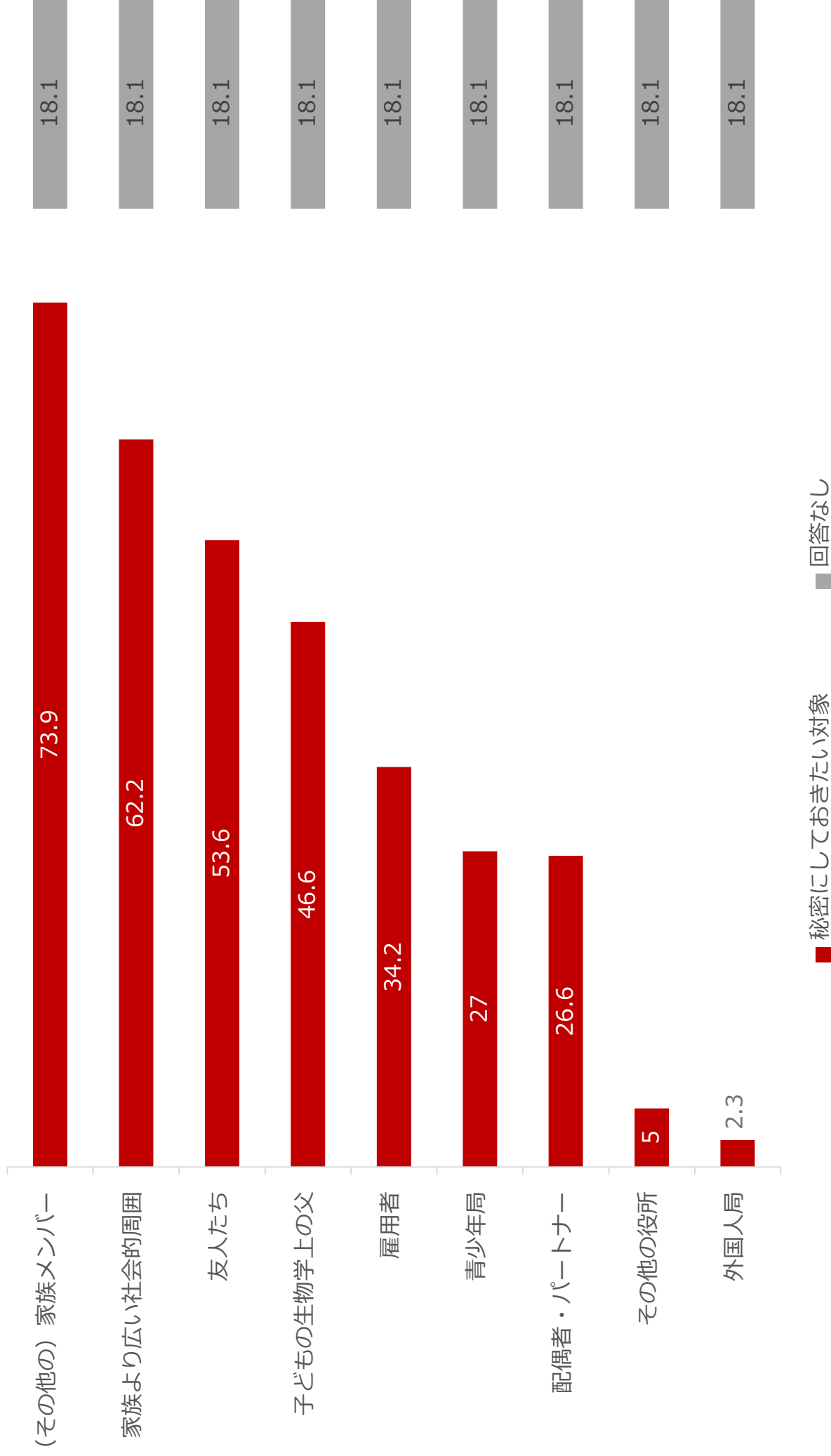


① そのうち、子どもと共に生きないことの決断に影響を及ぼしたものの
 ② そのうち、子どもを正規の養子縁組に出さないことの決断に影響を及ぼしたものの

棒グラフによる表示：この問題はあったか ■ ある ■ 回答なし
 [相談員から見た女性の抱えている問題状況の有無]

図13 子ども・出産のことを知られたくない相手と諸機関

パーセント表示



出典：事例再現 (n=222)

5.3 内密出産後の手順

(原文61頁～64頁)

相談所の関わりは、内密出産が行われたからといって終わっていないケースが多い。把握したケースのおよそ半分（53.2%）では、女性が出産後も引き続き相談所と連絡を取り続けていた。36.0%のケースでは、最後の相談で〔女性の〕決断についての振り返りを行った。23.9%のケースでは、相談所は女性にさらなる支援制度の利用を勧めたり、その手配をしており、14.9%のケースでは、女性が相談所に出産後の子どものためのメッセージや物を預けていた（7.2%のケースについては回答がなかった）。⁸⁷

次の諸節では、内密出産後にどのような手順が行われるか（行われ得るか）が説明される。

女性が自ら身元を明かすこと

内密出産を行った後でも、女性は一旦決断したことを再度考え直して匿名を放棄したり、子どもを取り戻すことを目指したり、あるいは子どもを正規の養子縁組に出したりすることができる。その際には、関係諸機関、特に妊娠相談所にはさらなる処置をとる必要が生じる。

子どもを取り戻す希望がある場合、相談所は女性に具体的な支援制度についての情報を提供し、女性がその支援を利用するよう働きかけるべきだと「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG) で定められている。それに加えて、相談所は女性にその心理社会的葛藤状況の解決のための支援を継続的に提供すべきであることも定められている（妊娠葛藤法（SchKG）第30条）。また、女性が行うべき手続については、民法（BGB）第1674a条において、「家庭裁判所が母親が家庭裁判所に対して子の出生登録事項に必要な情報を提供したことを確認した場合」、女性の親としての配慮権が回復することが定められている。しかし、（子どもを取り戻すかどうかにかかわらず）匿名を放棄した際のその後の手順の詳細については、本法律によって規定されていない。

本評価調査では、匿名を放棄したいくつかのケースにおける手順についてのデータを、事例研究を通して把握している。全般的には、当該の関係諸機関には、手続について情報を得る、または、正しく対応できていたかどうかを確認するための情報源が欠けていたことが明らかになった。調査した事例では、関係者の一部はその場しのぎの対応をしていた。例えば、調査の対象とした相談所、青少年局、養子縁組斡旋機関、家庭裁判所は、匿名の放棄の際には特に下記の点について不安を抱いていると述べた。

⁸⁷ 事例再現、n=222。

- ・ 情報の流れ、つまり、誰がどの機関に産みの母親が考え直したことについて知らせるべきか。
- ・ 身元の確認または身元の証明、つまり、誰が産みの母親の身元を証明しなければならないのか。また、母親が民法（BGB）第1674a条で定められている必要な情報を提供したことをどのように保証すべきか。一つの具体的なケースでは、所轄の司法補助官が妊娠相談所、青少年局、身分登録所から、女性が必要な情報を提供した確認書を寄せてもらっており、さらに、担当の相談専門員から女性が母親であることが証明されていた。

その上、家庭裁判所においては、内密性を放棄する際に必要な手続（第6章第7節を参照）について、例えば、どのような期限を守らなければならないかということについて、異なる意見がみられる。

それゆえに、いくつかのケースにおいては、（子どもの福祉に危険がないケースであっても）[産みの母親が]子どもを早めに取り戻すことの阻害となる手続の期間の長さについて、若干の不明瞭さがある。調査したケースのうち、子どもを取り戻した2つのケースでは、配慮権の回復の手続におよそ2か月かかっていた。その原因は、とりわけ申立ての処理におよそ1か月かかり、家庭裁判所の判断は「家事事件及び非訟事件手続法」（FamFG）で定められている抗告期間の（さらに）1か月後ようやく確定されたことにある。一つ目のケースでは、この[手続の]間に子どもが緊急里親の元にいたため、母親が子どもを取り戻せるようになるまでには2か月間待たなければならなかった。もう一つのケースでは、女性が子どもを取り戻したいと決断した直後に、家庭裁判所の確定力のある判断が下されるまでの2か月間に、既に母子の愛着形成を可能にするために、後見人が子どもを（当面）一時的に女性の居所に住まわせることを決断していた。この[後見人の]決断には、女性がファミリー助産師の援助を受けるという条件がつけられていた。

また別のケースでは、子どもを取り戻すことを伴わない内密の放棄があった。このケースでは、女性はおよそ出産4か月後に子どもを取り戻したいという希望を示し、身元についての必要な情報を提供し、家庭裁判所で配慮権の回復を申し立てていた。しかしその後間もなく、女性は全ての関係諸機関（妊娠相談所、青少年局、養子縁組斡旋機関、家庭裁判所）とのコンタクトを中断した。上記の関係諸機関が繰り返し連絡をとろうとしていたにもかかわらずコンタクトが取れなかったため、配慮権は与えられず、子どもは養子縁組[のための]里親へと仲介された。子どもの後見人は、産みの母親が引き続き行方不明なままであるならば、母親の養子縁組への公証を得た同意を[家庭裁判所の決定で]代替させることを予定している。

法律上の父親によって内密出産が暴かれること

既に説明したように、内密出産を決断する女性の多くにとっては、妊娠していること、または出産を周囲全体に隠すことは重要ではない。それゆえ、妊娠していることを個々の第三者（例えば、雇用者）によって暴かれることは、多くの場合内密出産の手続に著しい影響を及ぼさない。しかし、法律上の父親または

実の父親が自分に対して隠されている妊娠、または内密出産のを知るようになった場合は状況が異なる可能性がある。この場合は民法（BGB）の一般規定が適用され、例えば子どもと共に生きる〔父親の〕決断に関して、父親がそれらの権利を主張することができる。

本評価調査の枠内では、関わった養子縁組斡旋機関から次のケースが報告された。実の父親は自分の子どもの内密出産の事を知った時、自分が父親であることを承認するために、そして内密に出生した子どもに対する配慮権を主張するために、まず所轄の青少年局に連絡を取った。それを受けて、〔青少年局は〕父親と状況について話し合うために、養子縁組斡旋機関を引き入れた。子どもが既に長期間にわたって養子縁組里親のところで居住していたため、愛着対象者を交換した場合には子どもに害を与える可能性もあることについて、養子縁組斡旋機関と父親の間で話し合いがもたれた。この話し合いの時点では、子どもの養子縁組について父親が同意することがこの状況の解決のためになり得るかということ養子縁組斡旋機関と父親が検討していた。この方向性が実現できたかどうかについては、本評価調査は把握していない。

16年後における出自証明書の閲覧

内密出産で生まれた子どもは満16歳に達すると、「〔家族と市民社会問題のための連邦局〕（BAFzA）で保管されている出自証明書を閲覧または複写を求める権利（閲覧権）」を有することが「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」（SchwHiAusbauG）で定められている（妊娠葛藤法（SchKG）第31条第1項）。その具体的な手続や起こり得る問題については、当然ながら経験上のデータがまだない。

しかし、何人かの家事裁判官からは、手続に関する未解決の問題についての情報が既に本評価調査に寄せられている。⁸⁸ その一つは、産みの母親が15年後に子どもの出自証明書の閲覧権に反対する事情について申し出る場合、その際の手続について不明な点があるという。例えば、このように申し出られた事情が実際に産みの母親からのものであることをどのように保証し得るかという問題が生じるという。本評価調査の視点から考えると、それを保証するには、手続に関わっている母親の身元を出自証明書に記録されている産みの母親の身元と照合できるように、手続に関与している家庭裁判所に出自証明書の閲覧を認めるしかないであろう。

⁸⁸ Reinhardt, Jörg (2016, 非公開) : Ungeklärte Fragen von Familienrichterinnen und -richtern über das SchwHiAusbauG [家事裁判官が抱えている「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」(SchwHiAusbauG)に関する未解決の問題点] (2016年12月20日にラインラント・プファルツ州とヘッセン州の共同中央養子縁組斡旋機関に送付) を参照。

もう一つは、内密出産後に産みの母親と子どもとの間のコンタクトを仲介することが重要であるのは、決して子どもの立場だけに限らないということである。本評価調査では、例えば、後に子どもとのコンタクトを明確に希望しているがゆえに内密出産を決断する女性のケースを把握している。上記の何人かの家事裁判官からは、産みの母親はどのようにして子どもとコンタクトをとれるのかという質問がなされた。このような場合には、さまざまな手順が想像できるであろう。例えば、産みの母親は、当時の所轄の相談所を通じて所轄の養子縁組斡旋機関に連絡し、そこで子どもがどうなっているのかについて尋ねてみたりすることである。

上記の点が今後の実践においてどの程度まで重要になってくるのか、どのような解決を見いだせるのか、また、出自を探る手続ではどのような問題点がさらに浮上してくるのかといったことが明らかになるのは、出自証明書の最初の閲覧手続が始まる、早くとも2029年になってからであろう。

日独両国の赤ちゃんポストと関連諸問題における出自を知る権利の取り扱いに関する研究
平成 28 年度～平成 30 年度科学研究費助成事業〔基盤研究 (C)〕
研究成果報告書 課題番号 16K02125

平成 30 年 8 月 15 日

翻訳 阪本 恭子 大阪薬科大学環境医療学グループ教授 (3.4, 5.1, 5.1.1)
トビアス・バウアー 熊本大学大学院人文社会科学部准教授 (5.1.2, 5.3)

発行 〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-40-1
熊本大学文学部 バウアー研究室

(非売品) 無断での複製・転載等を禁ず